

平成26年8月
市川市臨時教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成26年8月臨時教育委員会会議録

- 1 日 時 平成26年8月21日(木) 午後3時開議
- 2 場 所 南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第25号 塩浜小中一貫校に関する基本計画の策定について
議案第26号 市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する意見聴取について
議案第27号 市川市使用料条例等の一部改正に関する意見聴取について
議案第28号 使用料等に係る消費税等を円滑かつ適正に反映するための関係条例の整備に関する条例の制定に関する意見聴取について
議案第29号 市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する意見聴取について
議案第30号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する意見聴取について
議案第31号 平成26年度市川市一般会計補正予算(第1号)(うち教育費に係る部分)に関する意見聴取について
議案第32号 平成25年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定(うち教育費に係る部分)に関する意見聴取について
 - 6 その他
 - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第25号 塩浜小中一貫校に関する基本計画の策定について
議案第26号 市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する意見聴取について

- 議案第27号 市川市使用料条例等の一部改正に関する意見聴取について
- 議案第28号 使用料等に係る消費税等を円滑かつ適正に反映するための関係条例の整備に関する条例の制定に関する意見聴取について
- 議案第29号 市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する意見聴取について
- 議案第30号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する意見聴取について
- 議案第31号 平成26年度市川市一般会計補正予算(第1号)(うち教育費に係る部分)に関する意見聴取について
- 議案第32号 平成25年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定(うち教育費に係る部分)に関する意見聴取について

- 5 出席委員 宇田川 進
 五十嵐 芙美子
 内田 茂男
 小林 正貫
 平田 信江
 田中 庸恵

6 出席職員、職・氏名

教育次長	石田	有記	教育総務部長	津吹	一法
学校教育部長	山元	幸恵	生涯学習部長	萩原	洋
教育総務部次長	石沢	昇栄	学校教育部次長	小松	秀夫
生涯学習部次長	千葉	貴一	教育政策課長	永田	治
人事・福利担当室長	板垣	道佳	就学支援課長	谷内	祐幸
教育施設課長	戸佐	薫	義務教育課長	井上	栄
学校安全安心対策担当室長	近藤	利一	指導課長	山田	浩一
保健体育課長	永田	博彦	教育センター所長	篠崎	道成
生涯学習振興課長	牛尾	進一	青少年育成課長	小畔	春夫
社会教育課長	川野	修一	自然学習課長	川元	洋
中央図書館長	松本	雅貴	考古博物館長	堀切	公雄
保育課長	市來	均	スポーツ課長	山田	修一

7 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	福田	修
〃	主 幹	石田	清彦
〃	副主幹	近藤	孝子
〃	副主幹	宮内由美子	
〃	副主幹	岡田	靖弘
〃	主 査	中嶋	愛
〃	主 査	吉成	悟
〃	主 査	中俣	智文

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成26年8月臨時教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員に、委員長、内田委員、田中委員を指名いたします。これより、議案に入ります。議案第25号 塩浜小中一貫校に関する基本計画の策定についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ 教育次長

議事日程の資料1ページをご覧ください。こちらは、塩浜小中一貫校に関する基本計画の策定につきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。提案理由でございますが、第2期市川市教育振興基本計画及び平成26年度の教育行政運営方針に基づき、塩浜小中一貫校の開設にあたり、基本となる計画を定める必要がある、これを理由としております。別添の塩浜小中一貫校に関する基本計画(案)、こちらに基づきまして、ご説明申し上げたいと思います。まず初めに検討経緯を申し上げたいと思います。資料5、19ページをお願いいたします。先ほどの提案理由でも申し上げましたとおり、塩浜小・中学校を小中一貫教育のモデル校とすることにつきましては、本年度からスタートいたしました、第2期教育振興基本計画ならびに平成26年度の教育行政運営方針に掲げられているところでございます。こちらの方針を受けまして、事務局におきまして、これまで検討を進めてきたところでございます。恐れ入ります17ページ18ページに戻ってご覧いただければと思います。計画の策定にあたりましては、4つの会議におきまして、塩浜小中一貫校の在り方について検討を進めてまいりました。一つは、大学教授、学校関係者、保護者・地域代表で構成される「塩浜小中一貫校検討委員会」、二つは、塩浜小中学校の教職員による「塩浜小中学校プロジェクト会議」、三つは、教育委員会事務局職員で構成される「開校準備委員会」ならびに作業部会、こちらにおきまして、のべ23回にわたり、検討を重ねてきたところでございます。検討の結果につきましては、18ページにお示ししたとおりでございます。このたび検討の結果を受けまして、「塩浜小中一貫校に関する基本計画(案)」の形にとりまとめました。本日は、この内容につきまして、ご審議をお願いしたいと考えております。それでは、基本計画の初めの方に戻っていただきまして、目次がでございます。こちらの基本計画の目次をご覧ください。第1章、第2章と分かれておりますが、第1章では「小中一貫教育」の基本方針や考え方を述べております。第2章では「塩浜小中一貫校」の目標や具体的な取組、教育環境の整備の在り方などについて

基本的な方針を述べております。右隣の1ページでは、塩浜小中一貫校の全体像をまとめております。塩浜小中一貫校の目標は、「小中一貫教育で子どもたちの個性や能力を最大限に伸ばす」といたしました。この目標の実現に向け目指す学校像として、「学校・家庭・地域が義務教育9年間の学びと育ちに責任を持つ学校」といたしました。基本計画案では、これらの目標、目指す学校像の実現に向けて、特色ある学びとして一貫教育を活かした4つの取組、また、学校・地域の実態を活かした3つの取組、ということで、7つの取組を位置づけております。左にございます一貫教育を活かした4つの取組につきましては小中一貫校だからできることを、学校や地域の実態を活かした右の3つの取組につきましては塩浜地域にある小中一貫校だからできることを、それぞれ位置づけております。これら7つの取組が相まって塩浜小中一貫校の特色ある学びにつながると捉えております。また、下の方にございますが、塩浜小中一貫校のこれら7つの特色づくりを支え、小中一貫教育の実効性を高める教育環境につつまして、整備方針を位置づけております。それでは、具体的などころをご説明していきます。2ページ、3ページをお願いいたします。第1章では、小中一貫教育に対する市川市教育委員会の捉えを述べております。まず基本方針といたしまして、「義務教育9年間の豊かな「学び」と「育ち」をつなぐ教育を推進」することを掲げております。次に「小中一貫教育の考え方」では、(1)として、これまで市川市教委では、中学校ブロックを中心に小・中学校の連携を進めてきたこと、これを踏まえて小中一貫校への取り組みというところに続くということを書いております。(2)では、小中一貫教育は子どもの発達に即した教育を実現できる教育方法であることを述べておまして、中1ギャップあるいは、子ども達の心身発達の早期化対応等々についてを示しております。4ページにまいりまして、(3)では、小中一貫校につつまして、義務教育9年間の豊かな「学び」と「育ち」を質の高い教育で支える学校であることを述べております。これらを踏まえて、(3)の一番最後の2行でございます。小中一貫校は、小学校と中学校の合体ではなく、新しい価値を生み出すことができる学校として、質の高い教育が期待できると位置付けております。その上で、「3 モデル校の設置」ということで、これらを踏まえて市川市教育委員会では、塩浜小学校及び中学校を小中一貫校のモデル校として開校し、一貫教育のあり方に関する研究を進める等としております。具体的に塩浜小中一貫校でどのような取組を進めていくか、ということにつきましては5ページの第2章に示しております。ここでは、塩浜小中一貫校の目標や基本的な取組を規定しております。まず、小中一貫教育の目標といたしまして、「義務教育9年間を見通し、途切れることのない一貫した指導方針のもとで、小中共通の学校教育目標の実現を図る教育を進める」としております。目指す子ども像として、「ふるさとを愛し、自ら夢を持ち、心豊かで、たくましく

生きる子ども」としております。目指す学校像につきましては、3つ定めております。1つは、全教職員が義務教育9年間の学びと育ちに責任を持つ学校、2つは、家庭・地域が義務教育9年間の学びと育ちに責任を持つ学校、3つは、子どもたちが地域に残り、自分の子どもを通わせたいと思う学校としております。また、次のページに移りまして、学校づくりの視点を5つ設定しております。キーワードは「つなぐ」ということをございまして、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」という市川の教育理念を踏襲して位置付けております。まず、1つ目の視点としまして、児童生徒をつなぐということで、児童生徒のかかわりを深める、2点目として、教職員をつなぐということで、教職員間の協働を深める、3点目として、家庭・学校・地域をつなぐということで、家庭・地域との連携を強化する、4点目として、理念をつなぐということで、一貫した目標を共有する、5点目、教育活動をつなぐということで、教育課程の工夫・改善を図るということと、教育活動の連続性を高めるということとを、学校づくりの視点としています。3にございまずのは、塩浜小中一貫校の特色ある学びということで、冒頭でご説明申し上げましたが、小中一貫教育だからこそできる4つの取組と、塩浜小中一貫校だからこそできる3つの特色ある取組、この7つの取組をつなぎ、「特色ある学びを通して、子どもたちの個性や能力が最大限に伸びる教育を行う」と位置付けております。7ページは、ご説明申し上げたことの全体像でございます。次に8ページに小中一貫校だからこそできる4つの特色ある取り組みを示しております。具体的には、1点目として、教育課程の学年区分を4・3・2制にして発達段階にあわせた指導や活動を推進すること、2点目としまして、小中一貫の指導計画を作成し、系統性・連続性を重視した教育を行うこと、3点目として、中期である小学校5年生から教科担任制を導入し、分かる授業による学力の向上を図ること、4点目として、同じく中期である小学校5年生から部活動に参加できる環境を整え、部活動の活性化を図ることとしております。10ページには、これらの取り組みにより期待される教育効果を整理して示しております。例えば1点目としましては、無駄のない教育課程の編成と指導法の研究を進めることにより、わかる授業によって学力の向上が図られる、あるいは義務教育9年間の学び直しの機会を保障し、基礎基本の定着へつながる、3点目ですと、9年間を通して下学年から人間関係づくりを支援することで、不登校や問題行動の予防につながるといった教育効果を列記しております。次に、塩浜小中一貫校だからこそできる取り組みということで、11ページ以降、3つの取組を述べております。1点目は、「塩浜ふるさと防災科」の新設であります。地域、防災を二つの柱として、特に地域の中で、実社会へつながる学習として、豊かなコミュニケーションをとる力や問題を解決する力、郷土愛を持ち他を思いやる豊かな心を育むとともに、防災教育ということで、地域の課題に学校が一体となって取り組むこと

で、地域と力を合わせて活動できる自助、共助の力を実現するねらいの教育です。そうした中で、こどもたちに育む視点として、4つ掲げております。1点目は、地域への理解と愛着を深めるということで、地域や地域の人々への愛着を育てる、2点目として、人間としての生き方に迫り、思いやりのある豊かな心を育む、3点目は防災に対する総合力を高めることで、災害発生時に自らが考えて行動する力を育むということ、4点目として科学的理解を深めるということで、災害の種類や発生のメカニズム等の理解を深めるということで、ふるさとと防災をキーワードにしながらか地域理解のバランスの取れた指導に努めるとしております。また、12ページにまいりまして、二つ目の柱として、理数教育の充実を掲げております。学習指導要領におきましても、比較や分類、関連付けといった考えるための技法が重要であることから、これらの活動を行う算数、数学、理科の役割は大きいとされています。それらの学びを推進するというので、13ページに理数教育に対して、具体的にどのような方法を柱として進めるかと続けております。1点目は、内容の系統性に基づき、扱い方を工夫して一貫性を持たせることによって学習効果を高める、2点目は、算数、数学では繰り返し学習や発展的な学習を取り入れ、個に応じた指導を進める。理科では実験や体験の機会を充実させる、としております。3点目は、塩浜小学校、塩浜中学校が学校規模が小さいことを生かした、きめ細やかな教育を推進する、ということを示して位置付けております。具体的には2つの方法を柱として、進めることとしております。1点目は少人数学習や習熟度別学習、ティームティーチングなどの多様な学習形態を進める、2点目は特別支援教育の充実を図り、一人一人の学びや発達を支援するとしております。これまで申し上げましたように、小中一貫校ならではの4つの取り組み、塩浜小中一貫校ならではの3つの特色ある取り組み、この7つの特色ある取り組みをもって、塩浜小中一貫校を推進していく、ということをございます。14ページ15ページはこれらの7つの取り組みをサポートする教育環境の整備につきまして、方針を示してしております。先ほど申し上げましたように学校づくりにつきましては、つなぐをキーワードにしながらか、5つの視点に基づいて位置付けております。その視点に基づいて、どういう項目で学校づくりに取り組む、具体的な取り組みをどのように行っていくか、ということを示してしております。例えば、①の「児童生徒をつなぐ」では、「部活動の活性化を図る」との方針に基づき、具体的な取り組みとして、中期から部活動に参加できる環境を整えること、部活動数の幅を広げるといったような取り組みが、また、15ページにまいりまして、⑤の「教育活動をつなぐ」ということで、教育活動を進めるということで、校舎を一体型にして連続性を高め、「きめ細やかな指導で学力の向上を図る」ということで、中期から教科担任制を導入する、少人数学習や、習熟度別学習を進める、ということがそれぞれ示されております。16ページ、ここでは開校日と充実期間

を設定しております。まず、開校日につきましては平成27年4月1日としております。充実期間としては、平成27～29年度としております。充実期間を3年間と設けた趣旨は大きく2つあります。一つは、小中一貫教育につきましては、現在、その制度化が国においても議論されており、今後の動向を見極めつつモデル校としての研究を進める必要があることでもあります。また、将来的には校舎を一体型にすることを予定しておりますので、校舎整備には一定の期間を要すること、これが2点目の理由でございます。いずれにしても市川の教育につきましては、「市川の学校教育三ヵ年計画」に基づき、この計画期間の中で、取組の進捗状況や成果や課題について検証を行いながら、小中一貫教育の改善と充実を図っていく必要があるということでございます。以上が、「塩浜小中一貫校に関する基本計画（案）」の概要でございます。審議をお願いする前に、今後のスケジュールについて補足を申し上げたいと思います。3点ございます。1点目は、事務局としましては、本日の教育委員会会議におきまして、同計画（案）についてご意見を頂戴し、「基本計画」の策定を進めてまいりたいと考えております。2点目でございますが、9月以降につきましては、「基本計画」の周知と基本計画に基づいて、より具体的な取組の検討を学校、地域、保護者と相談しながら進めてまいりたいと考えております。3点目としまして、基本計画の周知につきましては、塩浜小中学校の児童生徒の家庭のみならず、近隣の南行徳地区の学校の児童生徒の家庭にも基本計画を配布するという形で、周知を図ってまいりたいと考えております。事務局からの説明は以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 小林委員

来年4月1日からということで、この検討委員会、その他プロジェクト会議等を開かれておりますけれども、来年4月からスタートするには、教職員がそれなりに、今から着々と準備をしていかなければいけないと思うのですが、もちろん校長教頭以外に他の職員も一緒にやっていかなければいけないと思うのですが、スタッフはもう現状のスタッフがそのまま一貫校を目指して、教育委員会としては組み込んであるのですか。また、来年異動するという事はないのですか。

○ 教育次長

塩浜小中学校の教職員の体制を来年度どうしていくかということでございますが、まず、塩浜小中学校のプロジェクト会議ということで、今の教職員が入った形で塩浜小学校中学校の中で、例えば、どのような校務分掌をもって学校を運営するか、といった点を含め具体的な検討を進めているところでございまして、具体的な方向までは決まっていない現状にあります。ただ、

県内にはご存じのように鴨川市と市原市で小中一貫校を設置しておりますので、そちらも参考に進めてまいりたいと考えております。また、学校の組織運営の体制を見直す場合には、教職員の人事を担当する県の教育事務所との調整も必要であり相談をしているところです。いずれにしても、まだ具体的には職員構成が決まっているわけではございません。以上でございます。

○ 宇田川委員長

よろしいでしょうか。ほかに。

○ 平田委員

部活動の件ですけれども、中期から部活動に参加できる環境を整えるということですが、今の5年生から部活動に参加するということになりますよね。そうすると、今、小学校では、4年生5年生6年生は相撲大会、水泳大会、陸上大会に参加されていると思うのですけれども、もし、5年生が中学校と同じような部活に参加するとなると、こういったところも参加できなくなってしまうのですか。

○ 教育次長

部活動の扱いでございますが、当然中学校段階とまったく同じ部活動ということでやってしまうと、児童の負担等がございますので、その辺りを配慮しないと、ということで考えております。また、小学校の水泳大会や相撲大会につきましては、特に出場が制限されるといったことはございません。むしろ、例えば中学生と一緒に部活動をやったとしても、中学生を対象とした所謂スポーツ大会には、年齢制限がございます。また中学生とは体格差もございますので、そこについては参加するということは想定はしておりません。

○ 平田委員

部活動は5年生から中学3年生までの5年間、部活をやるとはいつでも、一緒にやるというよりは、段階を分けてやっていくものなのですよ。

○ 教育次長

一緒にやることもあれば、別々にやることも、それぞれの発達の段階に応じてあると思います。それも一つの小中一貫教育の研究の視点になるかと思えます。

○ 平田委員

ありがとうございました。

○ 宇田川委員長

ほかに。

○ 五十嵐委員

4月1日に開校するということだと、4月1日から子どもが来て、学習をするということなのですか。そうすると、塩浜小中一貫校の3つの特色ある取組などは、すぐ始めるわけですよ。その辺の例えば、塩浜ふるさと防

災科を新設します、あるいは、新設して実際に実践をします、理科教育も実践する訳なのですけれども、その辺のどういうふうに事前にそれぞれ教育課程を組んで、やっていくことを想定していますか。今のその塩浜小中の先生方に移譲して行うのか、その辺のお考えをもしあるのであれば。

○ 教育次長

塩浜小中一貫校の3つの特色ある取組に向けた準備状況ということでございますが、基本計画につきましては、教育委員会を中心にしながら、小中学校の校長、教頭、教務主任の入った形で検討委員会で検討を進めております。それとは別に先ほどの17ページでご説明しました塩浜小中学校プロジェクト会議で、これは学校の中で、この基本計画に沿って、具体的な教育課程をどのように編成していくかを検討しているところでございます。また、塩浜ふるさと防災科につきましては、これは教育課程の特例ということで、学習指導要領の基準によらない教育課程を編成するというもので、8月上旬に県教育委員会を通じまして、文部科学省に申請を出しております、認可のおりるのが、恐らく12月位であろうということでございますが、認可を待たずして、並行しながら具体的な教育課程の編成を検討してまいりたいと考えております。特に、塩浜ふるさと防災科の場合、地域の方々にゲストティーチャーということで、ご協力いただくこともあろうかと思っておりますので、教育課程を実際に組む中で、地域の方にご協力を御願いするということを考えております。4月にスタートできるよう教育委員会と学校で足並みを揃えて、準備を進めていきたいと考えております。

○ 五十嵐委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 宇田川委員長

ほかに。

○ 小林委員

もう一つ伺いたいのですが、この前の教育委員会でも少しお聞きしたのですけれども、所謂充実期間というのを27年から29年までとうたっているんですけど、その下に校舎の絵も16ページに描いてありますけれども、教育の内容が外から見て、しっかりやっているなということがまず第一なのですけれども、やはり校舎が一つの校舎にまとまって、こういう校舎で小中一貫やっているなというのは、早く実現しないと、見た目というかそれも大事なものですし、やはり実際に教育をするためには、あの小中があれだけ離れていて、やっぱり不都合が出てくると思うのですけれども、それに対する積極的な早く新校舎の建築ということには、その辺をもう一度お聞かせください。

○ 教育政策課長

校舎の早期な整備ということでございますが、先ほどのご説明の中で、校

舎を一体型にして、連続性を高めるということで、目標として置いてございます。ただ、校舎につきましては、事業が若干遅れているところもありまして、整備に時間がかかるということで、これにつきましては、新年度、来年27年度以降に予算措置を求めてまいります。ただ、開校が27年4月でございますので、後ほど補正の所でも内容を説明いたしますけれども、最終的には校舎を一つにしますけれども、最低限、今いらっしゃるお子様方に新しい学校になったんだということを、お子さんの視点から見て、できるだけ感じていただけるよう若干の整備を年度内に行いたいということで、補正予算を現在要求しているところでございます。

○ 宇田川委員長

ほかに、よろしいでしょうか。ほかに質疑がないようですので、議案第25号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第26号 市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する意見聴取についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○ スポーツ課長

議事日程の2ページをお願いいたします。市川市スポーツ推進審議会委員の変更を教育委員会のご意見をいただくものです。提案理由といたしましては、市川市スポーツ推進審議会委員のうち、恐れ入ります4ページ、5ページをお願いいたします。第2号委員 関係行政機関委員の千葉県小・中学校体育連盟市川・浦安支部委員長 小松秀夫様が、千葉県教育委員会の4月1日付けの人事異動によりまして異動されました。後任といたしまして、立岡康徳様が就任されました。市川市スポーツ推進審議会設置条例第4条の規定によりまして、本日の8月臨時教育委員会におきましてご意見をいただき、小松秀夫委員を平成26年8月21日付けで解嘱させていただき、立岡康徳委員を新たに委嘱してよろしいかお伺いするものです。なお、任期につきましては、前任者の残任期間となりますので、本日、ご了承いただけましたら、平成26年8月22日から平成26年10月31日までの期間となります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第26号に対する教育委員会の意見は「異議なし」としてよろしいでしょうか。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

本案は「異議なし」として決定いたしました。次に議案第27号以下の議案でございますが、ここでお諮りいたします。これらは市長が9月市議会に提出する前の議案であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項のただし書きの規定により、公開しないこととしてよろしいかお諮りいたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

ご異議がないようですので、同法同条第7項の規定により討論を行わず、公開しないこととします。会議規則第10条の規程により、傍聴の方は退席をお願いします。これにて、暫時休憩いたします。

【暫時休憩 傍聴者無し】

○ 教育政策課長

委員長、再開をお願いいたします。

○ 宇田川委員長

会議を再開いたします。議案第27号 市川市使用料条例等の一部改正に関する意見聴取についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

非公開事案

非公開事案

非公開事案

非公開事案

非公開事案

非公開事案

非公開事案

非公開事案

非公開事案

非公開事案

○ 宇田川委員長

本日の議事は以上ですが、皆さまから何かございますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

以上をもちまして平成26年8月臨時教育委員会を閉会いたします。

(午後4時15分閉会)

署名委員

委員長

宇田川 進

委員

内田 茂男

委員

田中 庸惠